第5講　荘園公領制と武士

PART 1 荘園公領制の確立

Chapter 1　寄進地系荘園の発生

目標
初期荘園が廃れたのはなぜだろう？
荘園の「本所」とは何か知ろう。

1　寄進地系荘園の発生（11世紀）

①〔1　　　　　　　　〕の登場（11 世紀）

国衙から臨時雑役などを免除された，国司の子孫や地方豪族（＝在庁官人）や有力農民（＝大名田堵）らが，開発領主として大規模な土地経営を始める。

②国司との対立や開発領主間の抗争

徴税請負人化していた国司の徴税攻勢や圧迫，開発領主間の抗争が起こる。

③**寄進地系荘園**の発生

A　〔2　　　　〕と**荘官**の発生

不輸・不入の権などの保護を求め，

国司方につかない開発領主が自分の土地を中央の貴族・寺社に名目上寄進し，

荘園領主「領家」が発生。

※寄進した開発領主は，荘官（**預所・下司**・公文など）として

実質的な土地支配権は確保。領家には**年貢・公事・夫役**を納入。

B　〔3　　　　〕の発生

領家はさらに権門勢家（皇族・摂関家・大寺社）に名目上寄進し，

得分を納めたことから荘園領主「本家」が発生。

※荘園領主（領家・本家）のうち，実質的支配者を**本所**という。

2　寄進地系荘園の特権と代表例

平安時代後期以降の荘園は，耕地だけでなく集落や山野河海も含み，

荘園領主はそれらを領域的に支配するようになった（＝**領域型荘園**）。

①〔4　　　　〕**の権**（10 世紀後半～）

官物や臨時雑役免除の特権で，その手続きを立券荘号という。

A　**官省符荘**

朝廷の太政官符・民部省符により不輸を認められたもの。

B　**国免荘**〔国司免判の荘〕

国司により，独自にその在任中にのみ不輸を認められたもの。

②〔5　　　　〕**の権**（11 世紀～）

国司が派遣する**検田使**や追捕使の立ち入りを拒否する権利。

③寄進地系荘園・領域型荘園の例

全国に貴族や大寺社の荘園が存在したが，

畿内とその周辺には，小規模な寺社領荘園が多かった。

A　**肥後国鹿子木荘**

B　**神護寺領紀伊国桛田荘**→荘園絵図で有名

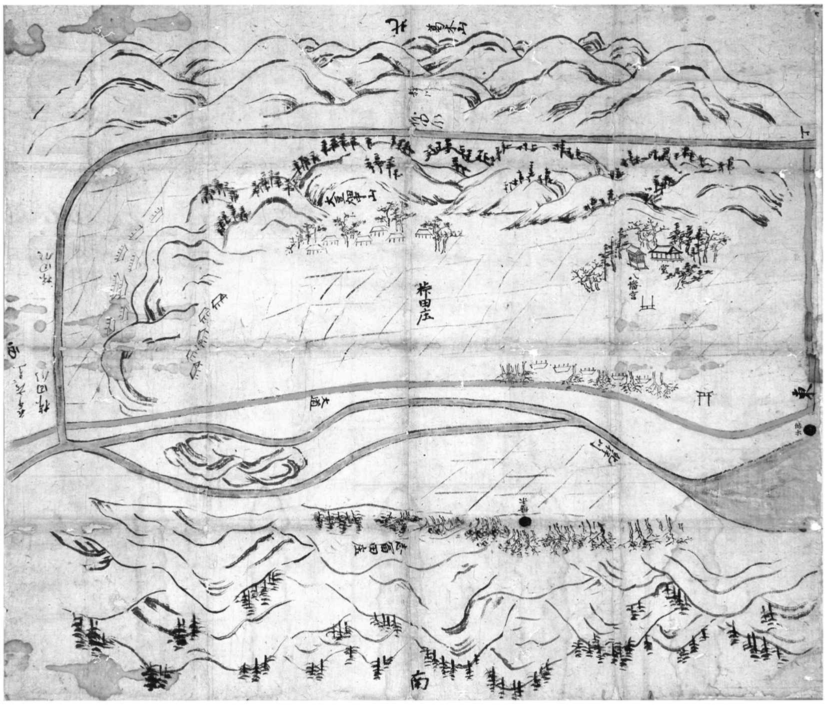

神護寺領紀伊国桛田荘絵図

まとめ

初期荘園は，律令国家体制の崩壊に伴い国司が徴税請負人化し，
郡司のいる郡衙の機能が衰えたことで労働力を失い荒廃していった。
領家・本家のうち実質的支配権を持つ荘園領主を本所という。

Chapter 2　荘園公領制の確立

目標
荘園と公領〔国衙領〕の違いについて知ろう。
中世は「荘園公領制の時代」ともされるのはなぜだろう？

1　公領〔国衙領〕の形成

①公有地の私有化の進行

国司・目代や国衙の在庁官人による公有地の私有化が進行し，
［1　　　　］**〔国衙領〕**が形成される。

②公領〔国衙領〕の再編

国司は，本来は郡・郷（もとの里）からなる公領〔国衙領〕を，
郡・郷・保などの新たな単位に再編。

③公領〔国衙領〕の変化

官物と臨時雑役ではなく，荘園と同様に**公領〔国衙領〕内でも年貢・公事・夫役を徴収**。
田所・税所など国衙の行政機構も整備が進む。
※古代の郡郷制が，中世の荘園公領制に変化した。

国衙の模型（伯耆国庁）

2 荘園公領制の展開

①荘園公領制の確立

11 世紀後半には，荘や郡・郷・保などが並立して一国が編成されるようになり，
すべてに管理者としての地方武士が配置されている
〔2　　　　　　　　　　　〕が確立した。
※荘園の増加により圧迫された国司は，
不入の権を取り消すなど整理を行ったため，荘園領主との対立が深まった。
※荘園・公領〔国衙領〕の田堵は，耕作権に加え土地支配権も得て，
〔3　　　　　〕へと成長した。名主は**作人**や**下人**・**所従**に
名〔名田〕を耕作させながら年貢・公事・夫役を領主に納めた。

②荘園公領制の発展

12 世紀には，院や有力貴族が**知行国主**に任命されて一国を支配し，
公領〔国衙領〕から収益を得る〔4　　　　　　　〕**の制度**が始まった。
※荘園のみならず，
公領〔国衙領〕もあたかも私領のように扱われる傾向がより強まった。
※年貢・公事・夫役以外にも，
荘園・公領〔国衙領〕を問わず国司が臨時で一律に賦課する**一国平均役**も登場した。

郡衙〔郡家〕の模型（志太郡衙）

まとめ

荘園は私有地，公領〔国衙領〕は公有地だったが，11 世紀後半以降，
ともに私領のように扱われる「荘園公領制」が確立した。
古代の郡郷制から中世の荘園公領制に代わると，あらゆる土地に
管理人として地方武士が入り，貴族・寺社勢力に対抗するものも出てきた。

第 5 講　PART 1　確認問題

1 11 世紀に大規模な土地経営を始めた有力者を何というか。

① 留守所　② 国衙
③ 開発領主　④ 太政官

2 荘官に**あてはまらないもの**はどれか。

① 下司　② 目代
③ 公文　④ 預所

3 官物や臨時雑役という租税が免除される特権を何というか。

① 不入　② 不輸
③ 輸租田　④ 大名田堵

4 国司が派遣する検田使や追捕使の立ち入りを拒否することを何というか。

① 不入　② 不輸
③ 輸租田　④ 大名田堵

5 再編された公領〔国衙領〕の組み合わせとして正しいのはどれか。

① 郡・郷・保　② 郡・郷・里
③ 郡・保・里　④ 郷・保・里

6 平安時代後期に公領〔国衙領〕で徴収されたのはどれか。

① 所当　② 官物
③ 雑掌　④ 公事

7 11 世紀に確立された**ものではない**のはどれか。

① 領域型荘園　② 寄進地系荘園
③ 荘園公領制　④ 知行国制度

8 荘園・公領〔国衙領〕の田堵は,
耕作権に加え土地支配権も得て何と呼ばれるようになったか。

① 所従　② 名主
③ 下人　④ 作人

第 5 講　PART 1　確認問題 解答

1 解答：③

国衙から臨時雑役などを免除された, 国司の子孫や地方豪族（＝在庁官人）や有力農民（＝大名田堵）らが，**開発領主**として大規模な土地経営を始めた。

2 解答：②

寄進した開発領主は，**荘官**（預所・下司・公文など）として実質的な土地支配権を確保した。

3 解答：②

朝廷の太政官符・民部省符により**不輸**を認められたものを**官省符荘**という。

4 解答：①

不入の権は，検田使の拒否から警察権介入をも拒否する権利に発展した。

5 解答：①

国司は，本来は郡・郷（もとの里）からなる公領〔国衙領〕を，**郡・郷・保**などの新たな単位に再編した。

6 解答：④

公領〔国衙領〕内では, 官物と臨時雑役ではなく, 荘園と同様に**年貢・公事・夫役**が徴収された。

7 解答：④

④の**知行国**の制度は，院や有力貴族が知行国主に任命されて一国を支配し，公領〔国衙領〕から収益を得る制度で，12 世紀に始まった。

8 解答：②

名主は，**作人**や**下人・所従**に名〔名田〕を耕作させながら，領主に年貢・公事・夫役を納めた。